

東労発基 0126 第 4 号  
令和 8 年 1 月 26 日

関係団体各位

東京労働局長  
(公印省略)

皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等の周知について（要請）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 113 号。）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。）第 594 条の 2 第 1 項に規定する皮膚等障害化学物質等は、労働安全衛生規則第 594 条の 2 第 1 項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（令和 7 年厚生労働省告示第 301 号。）に規定されたところである。皮膚等障害告示においては、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質は、厚生労働省労働基準局長が定めるものとされたところであり、皮膚等障害告示に規定する皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるものについて、別紙のとおり定められました。

貴団体におかれましては、ホームページへの掲載等会員事業場に対しての周知について御協力の程お願い申し上げます。

基発 1118 第 2 号  
令和 7 年 11 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年 厚生労働省令第 113 号。以下「改正省令」という。）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年 労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 594 条の 2 第 1 項に規定する皮膚等障害化学物質等は、労働安全衛生規則第 594 条の 2 第 1 項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（令和 7 年 厚生労働省告示第 301 号、以下「皮膚等障害告示」という。）に規定されたところである。皮膚等障害告示においては、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質は、厚生労働省労働基準局長が定めるものとされたところである。

ついては、皮膚等障害告示に規定する皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの（以下「皮膚吸収性有害物質」という。）について、下記のとおり定めるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」（令和 5 年 7 月 4 日付け基発 0704 第 1 号）については、本通知の適用に伴い廃止する。

#### 記

##### 1 皮膚吸収性有害物質に該当するもの

皮膚等障害告示第 1 項第 2 号に規定する、「皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの」は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する化学物質として、別添で定める物であること。

- (1) 日本産業規格 Z 7252 (G H S に基づく化学品の分類方法) の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果（以下「国が行うG H S分類の結果」という。）、危険性又は有害性があるものと区分された化学物質のうち、濃度基準値（則第 577 条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。）又は米国産業衛生専門家会議（A C G I H）等が公表する職業ばく露限界値（以下「濃度基準値等」という。）が設定されているものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの  
ア ヒトにおいて、経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報（疫学研究、症例報告、被験者実験等）があること  
イ 動物において、経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること  
ウ 動物において、経皮ばく露による体内動態情報があり、併せて職業ばく露限界値を用いたモデル計算等により経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること
- (2) 国が行うG H S分類の結果、経皮ばく露によりヒトまたは動物に発がん性（特に皮膚発がん）を示すことが知られている物質
- (3) 国が行うG H S分類の結果がある化学物質のうち、濃度基準値等が設定されていないものであって、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性（経皮）が区分1に分類されている物質

## 2 皮膚吸収性有害物質を含有する製剤その他の物の基準

皮膚等障害告示第1項第3号の「労働基準局長が定める基準」とは、国が行うG H S分類の結果に基づき、別表の左欄に掲げる有害性区分に応じ、同表の右欄に掲げる含有量の値（同表の左欄に掲げる有害性区分のうち2以上の有害性区分に該当するものにあっては、その該当する有害性区分に係るそれぞれの含有量の値のうち、最も低いもの。）であること。

別表

有害性区分		皮膚吸収性有害物質の含有量 (重量パーセント)
有害性クラス	区分	
急性毒性	1～4	
皮膚腐食性／皮膚刺激性	1～2	
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性	1～2	1パーセント
呼吸器感作性又は皮膚感 作性	1	
生殖細胞変異原性	1	0.1パーセント
	2	1パーセント
発がん性	1	0.1パーセント
	2	1パーセント
生殖毒性	1	0.3パーセント
	2	1パーセント
特定標的臓器毒性（単回 ばく露）	1～3	
特定標的臓器毒性（反復 ばく露）	1～2	1パーセント
誤えん有害性	1	

## 皮膚吸収性有害物質一覧

通し番号	労働安全衛生法令の名称	備考
1	アクリル酸	
2	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	
3	アクリル酸メチル	
4	アクロレイン	
5	アジ化ナトリウム	
6	アジポニトリル	
7	アスファルト	
8	アセチルアセトン	
9	アセトニトリル	
10	アセトンシアノヒドリン	
11	アニリン	
12	アフラトキシン	
13	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名アミトロール)	
14	3-アミノ-1-プロペン	
15	アリルアルコール	
16	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	
17	アリル=メタクリレート	国によるGHS分類の名称
18	3-(アルファーアセトニルベンジル)-4-ヒドロキシクマリン (別名ワルファリン)	
19	安息香酸	国によるGHS分類の名称
20	安息香酸カリウム塩	国によるGHS分類の名称
21	イソオクタノール	国によるGHS分類の名称
22	イソシアヌ酸メチル	
23	N-イソプロピルアニリン	
24	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェナミホス)	
25	イソプロピルアミン	
26	インデノ[1, 2, 3-cd]ピレン	国によるGHS分類の名称
27	ウラン	
28	エチルアミン	
29	エチル=3-エトキシプロパノアート	国によるGHS分類の名称
30	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名エトプロホス)	
31	エチル-パラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN)	
32	O-エチル-S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート (別名ホノホス)	
33	(3S, 4R)-3-エチル-4-[ (1-メチル-1H-イミダゾール-5-イル) メチル] オキソラン-2-オン (別名ピロカルピン)	
34	N-エチルモルホリン	
35	エチレングリコール	

36	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	
37	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	
38	エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	
39	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	
40	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	
41	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	
42	エチレンクロロヒドリン	
43	エチレンジアミン	
44	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビピリジニウム=ジプロミド (別名ジクアット)	
45	エピクロロヒドリン	
46	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	
47	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
48	塩化アリル	
49	塩素化カンフェン (別名トキサフェン)	
50	塩素化ジフェニルオキシド	
51	オキシビス (チオホスホン酸) O, O, O', O'-テトラエチル (別名スルホテップ)	
52	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン	
53	オクタクロロナフタレン	
54	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)	
55	2-n-オクチル-4-イソチアゾリン-3-オン	国によるGHS分類の名称
56	オルト-アニシジン	
57	オルト-ジクロロベンゼン	
58	オルト-セカンダリーブチルフェノール	
59	カテコール	
60	カルシウムシアナミド	
61	ギ酸メチル	
62	キシリジン	
63	キシレン	
64	グリオキサール	国によるGHS分類の名称
65	クリセン	国によるGHS分類の名称
66	クレゾール	
67	クロム及びその化合物	オキシ塩化クロム (V) に限る。
68	クロルデコン	国によるGHS分類の名称
69	クロロアセチル=クロリド	
70	クロロアセトアミド	国によるGHS分類の名称
71	クロロアセトン	

72	o-クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
73	クロロアニリン(3-クロロアニリン)/クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
74	クロロ酢酸	
75	クロロ酢酸メチル	国によるGHS分類の名称
76	1-クロロ-4-(トリクロロメチル)ベンゼン	
77	2-クロロニトロベンゼン	
78	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド(別名チアクロプリド)	
79	2-クロロ-1,3-ブタジエン	
80	1-クロロ-2-プロパノール	
81	2-クロロ-1-プロパノール	
82	2-クロロプロピオノ酸	
83	クロロメタン(別名塩化メチル)	
84	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	4-クロロ-2-メチルアニリンに限る。
85	O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O', O"-ジエチル=ホスホロチオアート	
86	1,2-酸化ブチレン	
87	シアナミド	
88	2,4-ジアミノアニソール	
89	2,4-ジアミノトルエン	
90	シアノ化カルシウム	
91	ジイソプロピル-S-(エチルスルフィニルメチル)-ジチオホスフェイト	
92	ジエタノールアミン	
93	N,N-ジエチル亜硝酸アミド	
94	2-(ジエチルアミノ)エタノール	
95	ジエチルアミン	
96	ジエチル-4-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト	
97	ジエチル-1-(2',4'-ジクロルフェニル)-2-クロルビニルホスフェイト	
98	ジエチル-(1,3-ジチオシクロヘキサメチレン)-チオホスホルアミド	
99	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)	
100	ジエチングリコールジメチルエーテル	国によるGHS分類の名称
101	ジエチレントリアミン	
102	1,4-ジオキサン-2,3-ジイルジチオビス(チオホスホン酸) O,O,O',O'-テトラエチル(別名ジオキサチオン)	
103	シクロヘキサンオール	
104	シクロヘキサン	
105	3,4-ジクロロアニリン	国によるGHS分類の名称
106	ジクロロ酢酸	
107	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	国によるGHS分類の名称
108	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	

109	1, 4-ジクロロ-2-ブテン	
110	1, 3-ジクロロプロペン	
111	ジシクロヘキシリアミン	国によるGHS分類の名称
112	ジチオリん酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-ノルマル-プロピル(別名スルプロホス)	
113	ジチオリん酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名ジスルホトン)	
114	ジチオリん酸O, O-ジエチル-S-エチルチオメチル(別名ホレート)	
115	ジチオリん酸O, O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル)(別名テルブホス)	
116	ジチオリん酸O, O-ジメチル-S-[ (4-オキソ-1, 2, 3-ペンゾトリアジン-3(4H)-イル)メチル](別名アジンホスメチル)	
117	ジチオリん酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	
118	ジニトロトルエン	国によるGHS分類の名称
119	ジニトロベンゼン	
120	2, 4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール	
121	2-(ジノルマル-ブチルアミノ)エタノール	
122	ジビニルスルホン(別名ビニルスルホン)	
123	2-ジフェニルアセチル-1, 3-インダンジオン	
124	1, 2-ジプロモエタン(別名EDB)	
125	1, 2-ジプロモ-3-クロロプロパン	
126	ジベンゾ[a, h]アントラセン(別名1, 2:5, 6-ジベンゾアントラセン)	
127	ジベンゾ[a, h]ピレン	国によるGHS分類の名称
128	ジベンゾ[a, i]ピレン	国によるGHS分類の名称
129	N, N-ジメチルアセトアミド	
130	N, N-ジメチルアニリン	
131	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)	
132	3, 7-ジメチル-2, 6-オクタジエナール(別名シトラール)	国によるGHS分類の名称
133	ジメチルカルバモイル=クロリド	
134	ジメチルジスルフィド	
135	ジメチルスルホキシド	国によるGHS分類の名称
136	N, N-ジメチルニトロソアミド	
137	ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)	
138	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム塩	
139	2, 2-ジメチル-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)	国によるGHS分類の名称
140	N, N-ジメチルホルムアミド	
141	臭化エチル	

142	すず及びその化合物	テトラメチルスズに限る。
143	4-ターシャリーブチルフェノール	国によるGHS分類の名称
144	タリウム及びその化合物	国によるGHS分類の名称
145	チオジ(パラーフェニレン)-ジオキシビス(チオホスホン酸)O,O',O'-テトラメチル(別名テメホス)	
146	チオフェノール	
147	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	
148	チオりん酸O,O-ジエチルエチルチオエチル(別名ジメトン)	
149	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	
150	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)	
151	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-ピラジニル)(別名チオナジン)	
152	チオりん酸O,O-ジエチル-O-[4-(メチルスルフィニル)フェニル](別名フェンスルホチオン)	
153	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン)	
154	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン)	
155	デカボラン	
156	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)	
157	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロタルイミド(別名キャプタフォル)	
158	テトラヒドロフラン	
159	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
160	テトラメチルこはく酸ニトリル	
161	灯油	
162	トリエチルアミン	
163	トリクロロエタン	
164	トリクロロナフタレン	
165	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル)	
166	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸	
167	2,3,4-トリクロロ-1-ブテン	国によるGHS分類の名称
168	1,2,3-トリクロロプロパン	
169	1,2,3-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
170	1,3,5-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
171	トリニトロトルエン	2,4,6-トリニトロトルエンに限る。
172	トルイジン	オルト-トルイジンを除く。

173	トルエン	
174	ナトリウム=1-オキソ-1λ(5)-ピリジン-2-チオラート	国によるGHS分類の名称
175	1-ナフチルチオ尿素	
176	1-ナフチル-N-メチルカルバメート(別名カルバリル)	
177	ニコチン	
178	二硝酸プロピレン	
179	ニトログリセリン	
180	N-ニトロソジエタノールアミン	国によるGHS分類の名称
181	N-ニトロソモルホリン	
182	ニトロトルエン	2-ニトロトルエン及び 3-ニトロトルエンに限 る。
183	ニトロプロパン	1-ニトロプロパンに限 る。
184	ニトロベンゼン	
185	二硫化炭素	
186	ノルマル-ブチルアミン	
187	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	
188	ノルマルヘキサン	
189	パラーアニシジン	
190	パラークロロアニリン	
191	パラーターシャリーブチル安息香酸	
192	パラ-ニトロアニリン	
193	ピクリン酸	
194	ビス(2-クロロエチル)エーテル	
195	ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスターDガス)	
196	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)	
197	ビス(ジチオりん酸)S, S'-メチレン-0, 0, 0', 0'-テトラエチル(別名エチオン)	
198	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)	
199	ヒドラジン及びその一水和物	ヒドラジンに限る。
200	ヒドロキノン	
201	4-ビニルシクロヘキセンジオキシド	
202	N-ビニル-2-ピロリドン	
203	ビフェニル	
204	ピリジン	
205	2-ピリジンチオール-1-オキシドの亜鉛塩(別名ジンクピリチオン)	国によるGHS分類の名称
206	フェナントレン	国によるGHS分類の名称
207	フェニルオキシラン	
208	フェニルヒドラジン	
209	N-フェニル-1, 4-ベンゼンジアミン	国によるGHS分類の名称

210	フェニレンジアミン	m-フェニレンジアミンに限る
211	フェノチアジン	
212	1-ブタノール	
213	o-フタルアルデヒド	国によるGHS分類の名称
214	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (別名DEHP)	
215	ブタン-2-オノ=オキシム	国によるGHS分類の名称
216	2, 3-ブタンジオン (別名ジアセチル)	
217	1-ブタンチオール	
218	t e r t -ブチル=ヒドロペルオキシド	国によるGHS分類の名称
219	2-ブテナール	
220	フルオロ酢酸ナトリウム	
221	フルフラール	
222	フルフリルアルコール	
223	プロピルアルコール	ノルマループロピルアルコールに限る。
224	プロピレンイミン	
225	プロピレングリコールエチルエーテル (別名1-エトキシ-2-プロパノール)	国によるGHS分類の名称
226	2-プロピン-1-オール	
227	2-プロポキシエタノール	国によるGHS分類の名称
228	ブロモクロロメタン	
229	ブロモジクロロメタン	
230	2-ブロモ-2-ニトロプロパン-1, 3-ジオール (別名ブロノボル)	国によるGHS分類の名称
231	2-ブロモプロパン	
232	3-ブロモ-1-プロペン (別名臭化アリル)	
233	ヘキサクロロエタン	
234	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	
235	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)	
236	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデン)	
237	ヘキサクロロナフタレン	
238	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名アルドリン)	
239	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド (別名ベンゾエピン)	
240	ヘキサクロロベンゼン	

241	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン (別名シクロナイト)	
242	ヘキサフルオロアセトン	
243	ヘキサメチルホスホリックトリアミド	
244	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-2, 3-エポキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名ヘプタクロロエポキシド)	
245	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名ヘプタクロル)	
246	ペルフルオロオクタン酸及びそのアンモニウム塩	
247	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名P F O S)	
248	ベンジルアルコール	
249	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物	
250	ベンゾ [a] アントラセン	
251	ベンゾ [a] ピレン	
252	ベンゾ [e] フルオラセン	
253	ベンゾ [j] フルオランテン	国によるGHS分類の名称
254	ベンゾ [k] フルオランテン	国によるGHS分類の名称
255	ペンタクロロナフタレン	
256	ホルムアミド	
257	無水フタル酸	
258	メターキシリレンジアミン	
259	メタクリル酸	
260	メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル	
261	メタクリロニトリル	
262	メタノール	
263	N-メチルアニリン	
264	メチル=イソチオシアネート	
265	メチルエチルケトン	
266	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ)	
267	メチルシクロヘキサン	
268	2-メチル-4, 6-ジニトロフェノール	
269	2-メチル-4- (2-トリルアゾ) アニリン	
270	メチルナフタレン	
271	メチル-ノルマルーブチルケトン	
271	メチルヒドラジン	
273	メチルビニルケトン	
274	N-メチル-2-ピロリドン	
275	3-メチル-1- (プロパン-2-イル) -1H-ピラゾール-5-イ ル=ジメチルカルバマート	
276	4-メチル-2-ペンタノール	
277	N-メチルホルムアミド	

278	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート (別名メソミル)	
279	4, 4'-メチレンジアニリン	
280	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)	
281	1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール	
282	メルカプト酢酸	
283	モノフルオール酢酸パラブロムアニリド	
284	モルホリン	
285	ヨードホルム	
286	ラクトニトリル(別名アセトアルデヒドシアヒドリン)	
287	りん酸ジ-ノルマル-ブチル	
288	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル	
289	りん酸1, 2-ジプロモ-2, 2-ジクロロエチル=ジメチル(別名ナレド)	
290	りん酸ジメチル=(E)-1-(N, N-ジメチルカルバモイル)-1-プロペニル-2-イル(別名ジクロトホス)	
291	りん酸ジメチル=(E)-1-(N-メチルカルバモイル)-1-プロペニル-2-イル(別名モノクロトホス)	
292	りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペニル-2-イル (別名メビンホス)	
293	りん酸トリトリル	りん酸トリ(オルト-トトリル)に限る。
294	りん酸トリ-ノルマル-ブチル	
295	六塩化ブタジエン	
296	ロテノン	

○厚生労働省告示第三百一号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百九十四条の二第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸收され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十一月十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸收され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸收され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。

一 皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質（鉛、一・三・二・プロパンスルトン、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十六条第一項各号に掲げる物（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を除く。）、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物及び令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。）であつて、次のイ又はロに該当するもの

イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Z七二五一（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性又は呼吸器感作性又は皮膚感作性のいずれかの区分が区分一に該当する物であつて、令和七年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの

ロ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の二第一項の規定による通知において、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性又は呼吸器感作性又は皮膚感作性のいずれかの区分が区分一に該当する旨が示されたもの

二 皮膚から吸收され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（鉛、一・三一・プロパンスルトン、令第十六条第一項各号に掲げる物（石綿等を除く。）、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物及び令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。）であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物（第一号に掲げる物の含有量が一重量パーセント以上であるもの又は前号に掲げる物の含有量が厚生労働省労働基準局長の定める基準以上であるものに限る。）

換気をせずに  
トイレ清掃中に  
洗浄剤を使って  
フッ化水素中毒に

施設の壁清掃に  
原液のままカビ取り用洗剤を  
使って呼吸困難に

あなたの職場にいますか？

# 化学物質管理者

殺虫剤が散布作業中に  
不十分な保護具で体に付着し  
有機リン中毒に

美容院で毛染め剤を素手で  
使って皮膚にかぶれ

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2

月 は 化 学 物 質 管 理 強 調 月 間

関連情報は  
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、  
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、  
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に  
基づく適切な管理等が義務づけられています。

# 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

✓ がつかない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。



①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。

解説

- 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。
- 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のR A対象物は[こちらのリスト](#)をご覧ください。
- 令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、[こちらのリスト](#)をご確認ください。

R7,R8追加分



R9追加分



②化学物質管理者を選任していますか。

解説

- R A対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。
- 化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)



③R Aを実施していますか。

解説

- リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。
- 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。
  - ・業種・作業別マニュアル
  - ・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル
 (参考) Q1-1 [なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。](#)  
 Q1-2 [リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。](#)

参考

業種・作業別マニュアル



(業種・作業別)

(建設業)

④R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

解説

- 法令に講すべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。
- ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。
 (参考) Q12-1 [リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。](#)  
 Q12-2 [リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。](#)



⑤安全データシート（S D S）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

解説

- 化学物質を取り扱う労働者が常時S D Sを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。
- (参考) Q15-1 [入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。](#)  
 Q15-2 [ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。](#)



⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。

解説

- 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)



⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）

ラベル表示を行い、S D S等による通知を行っていますか。

解説

- 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にS D Sの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。
- (参考) Q13-1 [SDSはいつ交付しなければならないか。](#)  
 Q13-2 [ホームページでSDSを提供しても良いか。](#)



まずはホームページで必要な対応をチェック!  
[ケミガイド](#) [検索](#) <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



ひと・くらし・みらいのために  
**厚生労働省**  
 Ministry of Health, Labour and Welfare